

保健だより

令和2年4月
阿品台中学校 保健室

新入生、在校生の皆さん、入学・進級おめでとうございます。今日から新しい一年がはじまりますが、新型コロナウイルス感染症が集団発生しないように、一人ひとりが予防していきましょう。そのためには、規則的な生活習慣を送り免疫力を高め、また登校前の体温測定などの健康チェックをするようにして感染拡大しないようにしていきましょう。

健康診断について



内容	日にち	対象
保健調査票 結核検診問診票 運動器検診保健調査票 心臓検診調査票(1年のみ) スポーツ振興センター加入同意書(1年のみ)	未記入がないようお願いします。 (4月14日締切)	
身体測定	4/14(火)	全学年 *欠席の場合は、後日測定します。
心臓検診	4/17(金)	1年全員
尿検査一次	4/22(水)	一次→全学年
尿検査二次	5/14(木)	二次→再検査および未提出者
尿検査二次(予備)	5/28(木)	二次(予備)→二次検査の予備日
耳鼻科検診	延期	
内科・結核検診	5/7(木)	全学年
眼科検診	延期	
歯科検診	延期	

- * 終了後、異常があった人のみ通知します。通知がなければ異常なしです。
- 学期末の懇談の時に、全員に健康診断の結果用紙をお渡しする予定です。
- * 新型コロナウイルス感染症対策のため、延期になった健康診断があります。
- 今後、延期になる健康診断もあるかもしれないことをご了承ください。

日本スポーツ振興センターについて

「日本スポーツ振興センター」とは、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った時、その治療費や見舞金の給付を行う「災害共済給付制度」のことをいいます。廿日市市では全員加入することになっており、1年間945円(廿日市市485円負担、保護者460円負担)の掛け金で加入しています。保護者負担金は年度当初、学年会計より集めさせていただきます。掛け金について、4月1日認定の要保護家庭は全額の460円、準要保護家庭は半額の230円返金があります。この場合、毎年5月分の学校徴収金で調整させていただいています。ご了承ください。

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で発生した負傷、給食による中毒その他の疾病(ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの)にかかる医療費、また、これらの負傷や疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

2 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行われなときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付(例えば、児童福祉法の育成医療)等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒については、医療費の給付は行われません。

3 給付を受ける手続き

- ① 保護者の方に、医療機関に記入していただく書類をお渡しします。
- ② 申請後、審査の上、給付額が決定されます。(2~3ヶ月かかります)それまでの間、医療費は保護者の方に立て替えていただくようになります。ご了承ください。
- ③ 給付が決定したら、保護者の方にお知らせします。学校納金の口座(ゆうちょ銀行の口座)に振込手数料 66 円を引いた額を入金しますのでご確認 ください。

